



国海安第42号
平成25年6月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長
平原 祐



船舶安全法施行規則の一部改正について（通知）

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月28日に公布される予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶安全法施行規則の一部改正について

1. 改正の経緯

船舶安全法（昭和8年法律第11号）において、船舶は航行区域に応じた構造・設備を有しなければならないとされており、その航行区域の一つである沿海区域は、荒天時の陸岸への迅速な避難等を前提として概ね陸岸から20海里（約37km）までの水域として設定されている。今般、内航事業者等より、輻輳海域における航行安全の向上等の観点から尻屋崎沖等5海域に係る航行区域見直しに関する要望がなされ、平成23年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、政府の規制・制度改革の一環として沿海区域の一部拡大について検討を進めることとされたところ。

これを踏まえ、当省において「沿海区域の一部拡大に関する検討会」を設置し、安全性を確保した上で沿海区域の一部拡大を行うことが可能であるか検討を行ったところ、当該5海域について沿海区域を一部拡大することが適当であるとの結論が出されたことから、船舶安全法施行規則において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

以下5海域を沿海区域として追加する。（別紙参考図参照）

- ①尻屋崎沖：
 - ・北海道静内川口左岸突端から青森県大間崎まで引いた線及び北海道の海岸から二十海里の線により囲まれた水域
 - ・北海道苦小牧灯台から百六十九度に引いた線並びに北海道及び本州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域
- ②鹿島灘：
 - ・宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域
- ③伊勢湾沖：
 - ・東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域
 - ・静岡県御前崎灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域
- ④飛島沖：
 - ・新潟県角田岬から十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域
- ⑤金沢沖：
 - ・京都府成生岬から二十二度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

3. 改正法令

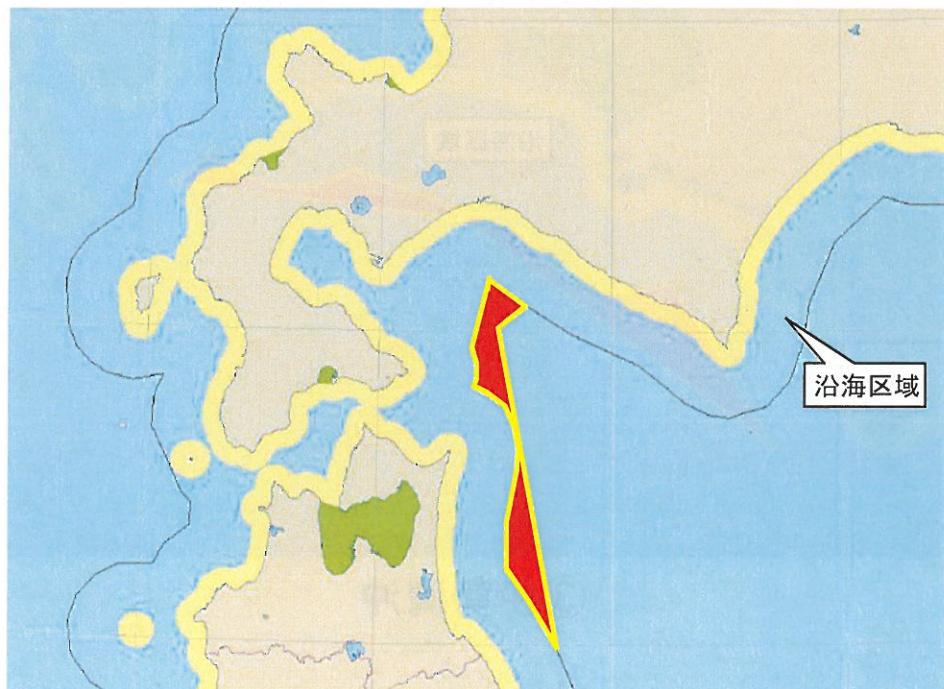
船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）

4. スケジュール

公 布： 平成25年6月28日
施 行： 公布の日

(参考図)

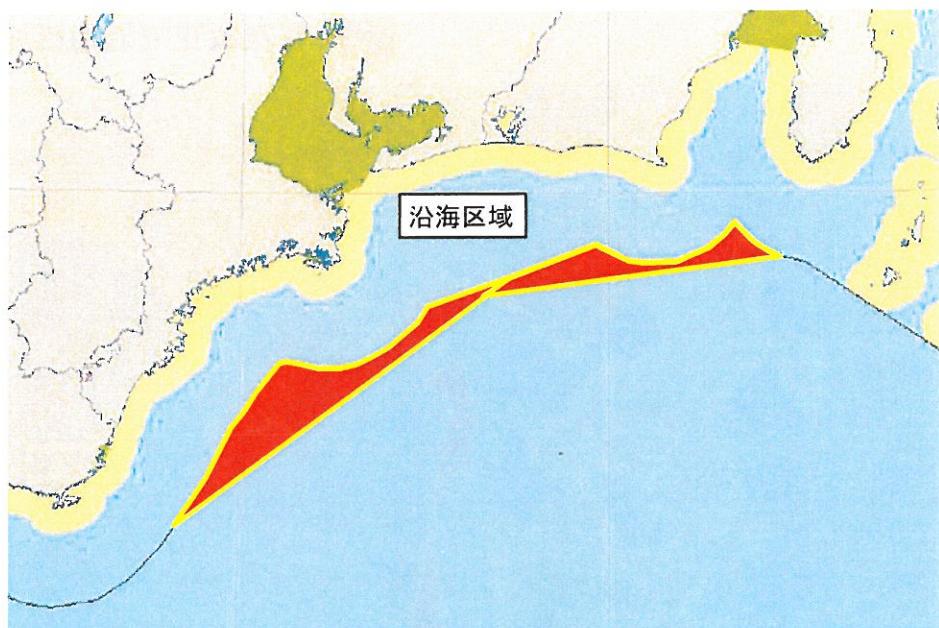
■ : 今次改正で沿海区域とする海域



①尻屋崎沖



②鹿島灘



③伊勢湾沖



④飛島沖



⑤金沢沖